

北谷町宮城地先埋立地への一般廃棄物の不法投棄に関する意見書

去った10月4日、北谷町宮城地先埋立地に県内最大手の産業廃棄物処理業者が2,500トン余の一般廃棄物を不法に投棄させ、廃棄物処理法違反の疑いで関係者らが逮捕されました。

同地域は民間業者によって、復帰前の1966年に不法に埋め立てされたものですが、89年4月には最高裁判決により、国所有が確定され建設省所管の公共用財産になっているものです。

しかし、埋め立て業者がその間に不特定多数の者に処分をおこない、その不法占有者等により廃車、資材、ヤード等としての不法占有・占拠がおこなわれています。

県河川課は、不法占有者に対して、90年7月に違法工作物等の撤去を通知するとともに、91年11月には92年6月30日までの期限を付けて撤去勧告がなされていますが、現在もなお不法占有をつづけており、その解決が急がれます。

該地域には、不法占有者等による古タイヤの焼却や米軍の電圧トランスの解体などで、環境問題に対する住民の不安が生じていました。また、廃棄車両も無数に持ち込まれ、地域の生活環境まで悪影響が出ている状況で、その対策が強く求められていたものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄対策等の総合的な対策を講ずることとなっていますが、今回の不法投棄問題は国有地（公共用財産）内でおこなわれたものであり、国、県の管理責任が問われています。よって本町議会は、住民が安心して暮らせるよう国、県は下記の対策について早急に行われるよう強く要望するものです。

記

- 1．国、県は十分な注意を払って公共用財産である宮城地先無願埋立地の管理をおこなうこと。
- 2．同地域の環境調査を徹底しておこなうこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

1999年11月19日
 沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
 大蔵大臣 建設大臣 厚生大臣 沖縄県知事